

WHC 研修として認める条件について

以下の条件①～⑥すべてを満たす研修を、[WHC]区分更新要件のWHC研修として認めます。院内研修は、日本助産実践能力推進協議会作成のWHC教育プログラムに則って実施することを推奨します。

①研修内容が、「助産師に求められるWHC能力と教育項目」に関するものである。

②研修時間がひとつの項目につき60分以上である。

③主な研修対象者が専門職である。

④主催者が個人ではない。

⑤開催日が下記の期間内である。

2020年申請：2015年9月1日～2020年申請締切日まで

2021年申請：2016年9月1日～2021年申請締切日まで

※ただし、院内研修の開催日は2018年8月1日以降であること。

⑥以下の項目が記載された受講証明書類を発行していることが望ましい。

受講証明書類が発行されない、記載不足項目がある等の場合は、以下の項目を記載したポートフォリオを作成すること。プログラムや参加費の領収書、受講決定通知書等があれば添付すること。

※受講証明書類は、施設内承認（または第三者評価委員会による承認）の際に、承認者へ提出・提示すること。

<記載項目>

- ・開催年月日
- ・開催場所
- ・研修内容に対応する「助産師に求められるWHC能力と教育項目」
- ・研修時間数
- ・主催団体名および代表者名、承認印
- ・受講者氏名

※他区分の指定研修のうち、以下に該当するものをWHC区分のWHC研修として認めます。

[看護管理者] 区分：該当なし

[教員] 区分：指定研修のうち、分野が「ウィメンズヘルス」の研修プログラム

[助産所管理者および助産所に勤務する助産師] 区分：日本助産師会 Web サイト会員専用ページ参照